

令和4年7月1日

合併等に伴う入札参加資格の変更について

入札参加資格者が次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格者の再認定を受ける必要がありますので、次に指定する書類を提出してください。

1.合併した場合(存続会社を甲、消滅会社を乙とする。)

1. 入札参加資格審査申請変更届及び添付書類
2. 合併契約書(協定書)写し
3. 株主総会議事録(合併契約書承認に係る記載のあるもの)の写し(甲及び乙)
4. 定款の写し(甲)
5. 許可通知書(証明書)の写し(甲)
(注意)建設工事の申請には、合併日以降を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しを提出(甲)
6. 廃業届の写し(乙)
7. 商業登記簿謄本の写し(甲)

2.営業譲渡を行った場合(子会社・承継譲渡会社又は譲受会社を甲、親会社・承継譲渡会社又は譲渡会社を乙とする。)

1. 入札参加資格審査申請変更届及び添付書類
2. 営業譲渡契約書(協定書)写し
3. 株主総会議事録(営業譲渡契約書承認に係る記載のあるもの)の写し(甲及び乙)
4. 定款の写し(甲)
5. 許可通知書(証明書)の写し(甲)
(注意)建設工事の申請には、譲渡日以降を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しを提出(甲)
6. 廃業届の写し(乙)
7. 商業登記簿謄本の写し(甲)

3.会社分割を行った場合(分割承継会社又は分割新設会社を甲、分割会社を乙とする。)

1. 入札参加資格審査申請変更届及び添付書類

2. 分割契約書(協定書)又は分割計画書(以下「分割契約書等」という。)の写し
3. 定款の写し(甲)
4. 許可通知書(証明書)の写し(甲)
(注意)建設工事の申請には、分割日以降を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しを提出(甲)
5. 廃業届の写し(乙)
6. (商業登記簿謄本の写し(甲))